



目 次

規 則	ページ
◎農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	1
高知県公安委員会規則	
◎道路交通法施行細則の一部を改正する規則	5

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第44号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成7年高知県規則第64号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高知県農業協同組合法施行細則

第1条中「（昭和22年法律第132号）」を削り、「、農業協同組合連合会（その地区が県の区域を超えるものを除く。）及び」を「及び農業協同組合連合会（県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）並びに」に、「農事組合法人（農事組合法人（県の区域を超える区域を地区とするものを除く。））」に改め、同条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。
（趣旨）

第1条 この規則は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）を施行するため、同法、農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「法施行規則」という。）及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年農林水産省令第1号。以下「信用事業命令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（提出書類）」に改め、同条第1項中「が法」を「又は法人が法、法施行規則若しくは信用事業命令」に改め、同条第2項中「が法」を「又は法人が法、法施行規則若しくは信用事業命令」に、「様式は、」を「様式は、知事が」に改め

る。
第3条の見出しを「（組合の規約の設定等の届出）」に改め、同条中「設定し、変更し、又は廃止したときは、総会」を「設定したときは、総会又は総代会」に、「2週間以内に」を「2週間以内に、届出書に次に掲げる書類を添付して」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 規約を設定した理由を記載した書面
- (2) 総会又は総代会の議事録の抄本
- (3) 設定した規約2部（組合のうち県の区域を地区とする農業協同組合連合会にあっては、1部）

第3条に次の1項を加える。
2 組合は、前項の規約を変更し、又は廃止したときは、総会又は総代会で議決した日から2週間以内に、届出書に次に掲げる書類（廃止したときにおいては、第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添付して知事に届け出なければならない。

- (1) 規約を変更し、又は廃止した理由を記載した書面
- (2) 総会又は総代会の議事録の抄本
- (3) 変更前及び変更後の規約に係る新旧対照表
- (4) 変更後の規約2部（組合のうち県の区域を地区とする農業協同組合連合会にあっては、1部）

第4条の見出し中「役職員」を「組合の役職員」に改め、同条第1項中「役員又は」を「役員（理事及び監事並びに経営管理委員をいう。以下同じ。）又は」に、「その職」を「その職名」に、「、経歴の概要及び」を「及び経歴の概要並びに」に、「についてはその資格事項」を「である役職員の資格に関する事項」に、「書面並びに法第42条の規定により組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者でないことを証明する書面に、」を「書面に」に、「場合は」を「場合にあっては」に、「の議事録の抄本又は理事会」を「又は理事会若しくは経営管理委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、組合のうち農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては、法第42条の規定による組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者でないことを証明する書面を添付しなければならない。

第4条第2項中「代表理事、組合長若しくは会長、専務理事又は常務理事」を「次に掲げる役職員」に、「その職」を「その職名」に、「理事会」を「理事会若しくは経営管理委員会又は監事会」に、「就任承諾書」を「役職員の就任承諾書の写し」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 代表理事
- (2) 組合長又は会長
- (3) 経営管理委員会会長
- (4) 理事長
- (5) 副会長又は経営管理委員会副会長
- (6) 専務理事又は常務理事

- (7) 信用事業専任理事
 - (8) 代表監事又は常勤監事
- 第4条第3項中「その職」を「その職名」に、「退任又は退職年月日及び異動の事由を」を「退任、退職又は死亡の年月日及び異動の事由を記載した書面を添付して」に改める。

第5条の見出し中「請求の」を「請求に関する」に改め、同条第3号を同条第6号とし、同条第2号を同条第5号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (3) 法第38条第2項の規定に基づく理事の解任請求
 - (4) 法第40条の2において読み替えて準用する会社法第847条第1項の規定に基づく役員責任を追究する訴えの提起の請求
- 第5条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 法第35条の4第1項において読み替えて準用する会社法（平成17年法律第86号）第360条第1項の規定に基づく理事の行為の差止めの請求

第6条の見出し中「総会等」を「組合の総会等」に、「議決事項の」を「議決事項に関する」に改め、同条第1項中「並びに」を「並びに開催の」に改め、同条第2項中「前項の」及び「議決した事項を」を削り、「議事録」を「議決した事項を記載した書面に議事録」に改める。

第7条の見出しを「（組合の定款の変更の認可申請等）」に改め、同条第1項中「次条から第14条まで」を「以下この条及び第9条から第14条の3まで」に、「定款変更の認可申請をしよう」とを「定款の変更の認可を受けよう」とに、「添付しなければ」を「添付して知事に申請しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 定款を変更しようとする理由を記載した書面
- 第7条第1項第3号中「変更しようとする条文の」を「変更前及び変更後の定款に係る」に改め、同項第4号中「前3号に掲げる書類のほか、」を「組合のうち農業協同組合連合会の」に、「場合は」を「場合の定款の変更にあつては」に、「総会」を「総会又は総代会」に改め、同条を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 変更後の定款2部
- 第7条第2項中「前項各号」を「前項第1号から第4号まで」に改め、同項第1号中「第49条第1項に規定する」を「第49条第1項の」に改め、同項第2号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に、「完了したことを」を「経たことを」に、「書面」を「書面（法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写しを含む。）」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「第1項各号」を「第1項第1号から第4号まで」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 組合は、法第44条第4項の規定による定款の変更の届出は、

届出書に第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付してしなければならない。

第8条を次のように改める。

（高知県農業協同組合中央会等の定款の変更の届出）

第8条 組合のうち県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は高知県農業協同組合中央会は、法第44条第2項若しくは第73条の33第2項の規定により農林水産大臣から定款の変更の認可を受けたとき又は法第44条第4項若しくは第73条の33第3項の規定により定款の変更について農林水産大臣に届け出たときは、遅滞なく届出書に次に掲げる書類を添付して知事に届け出なければならない。

- (1) 定款の変更の認可にあっては認可申請書及び認可書の写し、定款の変更の届出にあっては届出書の写し
- (2) 変更前及び変更後の定款に係る新旧対照表
- (3) 変更後の定款

第9条の見出しを「（組合の信用事業規程等の設定の承認申請）」に改め、同条中「承認申請をしよう」とを「承認を受けよう」とに、「添付しなければ」を「添付して知事に申請しなければ」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 定款
- (2) 総会又は総代会の議事録の抄本
- (3) 設定の承認を受けようとする信用事業規程等2部
- (4) 事業計画の概要を記載した書面
- (5) 農業経営規程の設定の承認申請にあっては、法第11条の31第3項、第4項、第6項、第7項又は第9項に規定する手続を経たことを証明する書面（同条第7項の規定による公告に係る書面の写しを含む。）

第10条の見出し中「信用事業規程等」を「組合の信用事業規程等」に、「申請」を「承認申請等」に改め、同条中「承認申請をしよう」とを「承認を受けよう」とに、「書類を添付しなければ」を「書類（廃止の承認申請にあっては、第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添付して知事に申請しなければ」に改め、同条ただし書を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 信用事業規程等を変更し、又は廃止しようとする理由を記載した書面

第10条第3号中「変更しようとする信用事業規程等の条文の」を「変更前及び変更後の信用事業規程等に係る」に改め、同条第5号中「事業実績」を「事業の内容の変更を伴う信用事業規程等の変更の承認申請にあっては事業実績」に、「書面」を「書面、信用事業規程等の廃止の承認申請にあっては事業実績の概要を記載した書面」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 自動車損害賠償責任共済の事業に係る共済規程の廃止の承認申請にあっては、現存する共済契約の処理方針を記載した書面

第10条に次の1項を加える。

2 組合は、法第11条第4項又は第11条の7第4項の規定による信用事業規程又は共済規程の変更の届出は、届出書に前項第1号から第4号までに掲げる書類を添付してしなければならない。

第10条の2及び第11条を次のように改める。

（組合の信用事業方法書の制定等の届出手続）

第10条の2 組合は、信用事業命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の制定の届出は、遅滞なく届出書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 信用事業方法書を制定した理由を記載した書面
- (2) 理事会の議事録の抄本
- (3) 制定した信用事業方法書2部

2 前項の信用事業方法書には、法第11条第2項及び信用事業命令第7条第1項の規定により信用事業規程に記載する事項のほか、信用事業（法第11条第2項に規定する「信用事業」をいう。）の実施に関し必要な事項を記載しなければならない。

3 組合は、信用事業命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の変更又は廃止の届出は、遅滞なく届出書に次に掲げる書類（廃止の場合にあっては、第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添付してなければならない。

- (1) 信用事業方法書を変更し、又は廃止した理由を記載した書面
- (2) 理事会の議事録の抄本
- (3) 変更前及び変更後の信用事業方法書に係る新旧対照表
- (4) 変更後の信用事業方法書2部

（組合の共済事業の全部の譲渡等の届出手続）

第11条 組合は、法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出は、届出書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 共済事業の全部を譲渡し、又は共済契約の全部を移転した理由を記載した書面
- (2) 総会又は総代会の議事録の抄本
- (3) 譲渡契約書又は移転契約書の謄本
- (4) 譲渡した共済事業又は移転した共済契約の内容を記載した書面
- (5) 法第50条の4第4項において準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表
- (6) 法第50条の4第4項において読み替えて準用する法第49条第2項若しくは第3項又は第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面（法第50条の4第4項において読み替えて準用する法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写しを含む。）

第12条の見出しを「（組合の設立の認可申請手続）」に改め、同条第1項中「により組合の設立の認可申請をしようとするとき

は」を「による組合の認可の申請は」に、「添付しなければ」を「添付してしなければ」に改め、同項第1号中「設立の理由書及び設立経過の報告書」を「組合を設立しようとする理由及び組合の設立の経過を記載した書面」に改め、同項第2号中「設立準備会」を「法第56条第1項の規定による設立準備会に関する公告に係る書面の写し及び設立準備会」に改め、同項第3号中「創立総会」を「法第58条第1項の規定による創立総会に関する公告に係る書面の写し及び創立総会」に改め、同項第4号中「書面」を「書面及び就任承諾書の写し」に改め、同項第6号を削り、同項第5号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 設立当時の理事又は経営管理委員が法第30条第11項ただし書又は第30条の2第3項ただし書の規定による農業者（法人にあっては、その役員）又は組合員（法人にあっては、その役員）であることを証明する書面
- 第12条第1項に次の4号を加える。
- (7) 組合員たる資格を有する者の設立同意書つづり
- (8) 組合のうち農業協同組合の設立の認可申請にあっては、法第55条の規定による発起人が農業者であることを証明する書面
- (9) 組合のうち農業協同組合連合会の設立の認可申請にあっては、法第44条第1項第7号に掲げる事項に係る総会又は総代会の議事録の抄本
- (10) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

第12条第2項中「の設立経過の報告書」を「に掲げる組合の設立の経過を記載した書面」に改め、同項第2号中「、その職及び」を「及び職名並びに」に、「ことの資格事項」を「発起人の資格に関する事項」に改め、同項第3号中「設立準備会に」を「法第56条第1項の規定による設立準備会に」に改め、同項第4号中「定款作成」を「定款作成委員（法第57条第1項に規定する「定款作成委員」をいう。）の名簿及び定款作成」に改め、同項第5号中「創立総会」を「法第58条第1項の規定による創立総会」に改める。

第13条の見出しを「（組合の解散の認可申請等）」に改め、同条第1項中「認可申請をしよう」とを「認可を受けよう」とに、「添付しなければ」を「添付して知事に申請しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 組合を解散しようとする理由を記載した書面
- 第13条第1項第2号中「解散を議決したときは、組合員投票録の謄本」を「組合の解散の議決をしたときにあっては、総会の招集通知の写し」に改め、同項第3号を次のように改める。
- (3) 総代会において組合の解散の議決をしたときにあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面

第13条第1項に次の4号を加える。

- (4) 法第48条の2第2項又は第4項の規定により総会が招集されたときにあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本
- (5) 解散予定時の財産目録。ただし、出資組合（法第10条第2項に規定する「出資組合」をいう。以下同じ。）にあっては、解散予定時の財産目録及び貸借対照表
- (6) 清算人予定者の名簿
- (7) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

第13条第2項中「により解散の届出をしようとするときは」を「による解散の届出は」に、「財産目録及び貸借対照表を添付しなければ」を「解散時の財産目録（出資組合にあっては、解散時の財産目録及び貸借対照表）を添付してしなければ」に改め、同項ただし書を削る。

第14条の見出し中「合併」を「組合の合併」に改め、同条第1項中「認可申請をしよう」と「認可を受けよう」とに、「添付しなければ」を「添付して知事に申請しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 組合を合併しようとする理由及び組合の合併の経過を記載した書面

第14条第1項第2号中「又は総代会」を「又は総代会（法第65条の2第1項の規定により読み替えて適用される法第65条第1項の規定により理事会又は経営管理委員会において組合の合併の議決をしたときにあっては、理事会又は経営管理委員会）」に、「合併を議決したときは、組合員投票録の謄本」を「組合の合併の議決をしたときにあっては、総会の招集通知の写し」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同項第3号中「合併予備契約書の謄本（合併予備契約書）」を「法第65条第1項の規定による合併契約書の謄本（合併契約書）」に、「のあるときは」を「があるときにあっては」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 合併する各組合の総代会において組合の合併の議決をしたときにあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (4) 法第48条の2第2項又は第4項の規定により合併する各組合の総会が招集されたときにあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本
- 第14条第1項に次の5号を加える。
- (6) 出資組合の合併にあっては合併する各組合の法第65条第4項において準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表、非出資組合（法第10条第4項に規定する「非出資組合」をいう。以下同じ。）の合併にあっては合併する各組合の財産目録
- (7) 出資組合の合併にあっては、法第65条第4項において読

み替えて準用する法第49条第2項若しくは第3項又は第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面（次に掲げる書面を含む。）

- ア 法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写し
- イ 合併が効力を生ずる見込みの日以後における合併後存続する組合又は合併により新たに設立される組合の債務（法第65条第4項において準用する法第49条第2項第3号の規定により異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項を記載した書面
- (8) 合併後存続する組合又は合併により新たに設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併前及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を含むものに限る。）、組合員数（組合のうち農業協同組合連合会にあっては、会員数）並びに出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の経歴の概要を記載した書面並びに事務所の位置を記載した書面
- (9) 合併する各組合において合併前の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときにあっては、その内容を記載した書面
- (10) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

第14条第4項中「合併により」を「合併により新たに」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項第1号中「及び」を「及び法第66条第1項の規定により選任された設立委員であることを証明する書面並びに」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第2号中「新組合の定款案及び合併しようとする」を「合併する」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 設立当時の理事の3分の2以上が法第66条第3項において準用する法第30条第11項本文の規定による組合員たる個人又は組合員たる法人の役員であることを証明する書面

第14条第4項第5号中「新組合」を「新たに設立される組合」に、「補てん計画」を「補填計画」に改め、同号を同項第4号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項中「組合員の資格」を「組合員たる資格」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第10条第1項第3号に掲げる事業を行う組合にあっては、信用事業命令第57条第1項各号に掲げる書類のほか、前項第9号及び第10号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

第14条の次に次の3条を加える。

（連合会の権利義務の承継の認可申請）

第14条の2 組合のうち農業協同組合連合会（以下この条において「連合会」という。）は、法第70条第2項において準用する法第65条第2項の規定により権利義務の承継の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- (1) 連合会の権利義務を承継しようとする理由及び権利義務の承継の経過を記載した書面
- (2) 法第70条第1項ただし書各号に該当しないことを証明する書面
- (3) 権利義務を承継される連合会及び承継しようとする組合の総会又は総代会の議事録の謄本（総代会において権利義務の承継の議決をしたときにあっては、総会の招集通知の写しを含む。）
- (4) 権利義務を承継される連合会又は承継しようとする組合の総代会において権利義務の承継の議決をしたときにあっては、法第70条第2項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (5) 法第70条第2項において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定により権利義務を承継される連合会又は承継しようとする組合の総会が招集されたときにあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本
- (6) 法第70条第2項において準用する法第65条第1項の規定による権利義務の承継に係る契約書の謄本（権利義務の承継に係る契約書以外に覚書等があるときにあっては、その謄本を含む。）
- (7) 出資組合にあっては権利義務を承継される連合会及び承継しようとする組合の法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表、非出資組合にあっては権利義務を承継される連合会及び承継しようとする組合の財産目録
- (8) 出資組合にあっては、法第70条第2項において準用する法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項若しくは第3項又は第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面（次に掲げる書面を含む。）
- ア 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写し
- イ 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項第3号の規定により異議を述べることができる権利義務を承継される連合会の債権者に対して負担する債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面
- (9) 権利義務を承継した後の組合の定款、各種事業実施規

程、事業計画書（承継前及び承継後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに承継の日を含む事業年度以後の事業計画を含むものに限る。）、組合員数（組合のうち農業協同組合連合会にあっては、会員数）並びに出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の経歴の概要を記載した書面並びに事務所の位置を記載した書面

- (10) 法第10条第1項第3号に掲げる事業を行う連合会にあっては、次に掲げる事項を記載した書面
- ア 権利義務を承継した後における組合の収支及び単体自己資本比率の見込み
- イ 権利義務を承継した後の組合が子会社等（信用事業命令第38条第1項第3号に規定する「子会社等」をいう。以下この号において同じ。）を有する場合にあっては、権利義務を承継した後における当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込み
- (11) 権利義務を承継される連合会又は承継しようとする組合において承継前の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該連合会又は組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときにあっては、その内容を記載した書面

- (12) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類
（組合の特殊関係者の設立の届出手続）

第14条の3 組合は、法第97条の2及び法施行規則第231条第1項第15号の規定による特殊関係者（同号に規定する「特殊関係者」をいう。以下同じ。）を新たに有することとなったことの届出は、遅滞なく届出書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 特殊関係者を新たに有することとなった理由を記載した書面
- (2) 理事会及び総会又は総代会の議事録の謄本
- (3) 特殊関係者に係る管理規程等
- (4) 特殊関係者の定款及び事業計画書
- (5) 特殊関係者の出資者及び役員の構成を記載した書面
- 2 組合は、法第97条の2及び法施行規則第231条第1項第16号の規定による特殊関係者が特殊関係者でなくなったことの届出は、遅滞なく届出書にその理由を記載した書面を添付してしなければならない。
- 3 組合は、法第97条の2及び法施行規則第231条第1項第17号の規定による特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことの届出は、遅滞なく届出書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。
- (1) 特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった理由を記載した書面

- (2) 特殊関係者の株主総会の議事録の謄本
- (3) 変更後の特殊関係者の定款及び事業計画書
（県域連合会等の特殊関係者の設立等の届出）

第14条の4 組合のうち県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会で県内に従たる事務所を有するもの（以下この条において「県域連合会等」という。）は、法第97条の2及び法施行規則第231条第1項第15号の規定により特殊関係者を新たに有することとなったことについて農林水産大臣に届け出たときは、遅滞なく届出書に前条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に届け出なければならない。

2 県域連合会等は、法第97条の2及び法施行規則第231条第1項第16号の規定により特殊関係者が特殊関係者でなくなったことについて農林水産大臣に届け出たときは、遅滞なく届出書にその理由を記載した書面を添付して知事に届け出なければならない。

3 県域連合会等は、法第97条の2及び法施行規則第231条第1項第17号の規定により特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことについて農林水産大臣に届け出たときは、遅滞なく届出書に前条第3項各号に掲げる書類を添付して知事に届け出なければならない。

第15条の見出し中「登記等」を「登記等に関する」に改め、同条中「第3号」を「第6号」に改め、同条第5号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5) 法第75条の規定による変更の登記を完了したとき。
- (6) 法第79条の規定による権利義務の承継に伴う登記を完了したとき。
- 第15条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 解散の登記を完了したとき。

第16条の見出し中「総会の招集の」を「総会等の招集に関する」に改め、同条第2項中「総会」を「総会又は総代会」に改める。

第17条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「により設立の届出をしようとするときは、届出書に」を「による設立の届出は、届出書に登記事項証明書及び定款のほか、」に、「添付しなければならない」を「添付してなければならない」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法人を設立した理由及び法人の設立までの経過を記載した書面
- (2) 設立総会の議事録の謄本
- 第17条第5号中「出資法人」を「出資農事組合法人（法第72条の12の9第1項に規定する「出資農事組合法人」をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を削り、

第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 法第72条の16第1項の規定による発起人が農民であることを証明する書面

- (4) 法第72条の12第4項の規定による設立当時の理事が農民であることを証明する書面

第18条の見出しを「（法人の定款の変更の届出手続）」に改め、同条第1項中「により定款変更の届出をしようとするときは」を「による定款の変更の届出は」に、「添付しなければ」を「添付してしなければ」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 定款を変更した理由を記載した書面
- (2) 総会の議事録の謄本
- (3) 変更前及び変更後の定款に係る新旧対照表
- (4) 変更後の定款

第18条第2項第1号中「財産目録」を「法第73条第2項において準用する法第49条第1項の財産目録」に改め、同項第2号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に、「の手續を完了したこと」を「に規定する手續を経たこと」に、「書面」を「書面（法第73条第2項において準用する法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写しを含む。）」に改める。

第19条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「により解散の届出をしようとするときは」を「による解散の届出は」に、「解散の理由書を添付しなければ」を「次に掲げる書類を添付してしなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法人を解散した理由を記載した書面
- (2) 解散の事由に応じ、それぞれ次に掲げる書類
- ア 法第73条第4項において準用する法第64条第1項第1号に掲げる事由による場合にあっては、総会の議事録の謄本
- イ 法第73条第4項において準用する法第64条第1項第3号に掲げる事由による場合にあっては、破産手続開始決定書の写し

ウ 法第73条第4項において準用する法第64条第1項第4号に掲げる事由による場合にあっては、定款

エ 法第72条の17第1項に規定する事由による場合にあっては、組合員が3人未満になり、そのなった日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかったことを証明する書面

- (3) 解散時の財産目録。ただし、出資農事組合法人にあっては、解散時の財産目録及び貸借対照表
- (4) 解散の登記事項証明書
- (5) 事業年度が終了する日をもって解散した場合にあっては、法第72条の12の9第2項に規定する事業報告等（第23条において「事業報告等」という。）。ただし、第3号に掲げる書類を除く。

第20条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「により合併の届出をしようとするときは、届出書に」を「による合

併の届出は、届出書に登記事項証明書（合併により新たに設立された法人にあっては、登記事項証明書及び定款）のほか、」に、「（合併後存続する法人にあっては、第2号に掲げる書類を除く。）を添付しなければ」を「を添付してしなければ」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 法人を合併した理由及び法人の合併までの経過を記載した書面
- (2) 合併した各法人の総会の議事録の謄本
- (3) 法第73条第4項において準用する法第65条第1項の規定による合併契約書の謄本（合併契約書以外に覚書等があるときにあっては、その謄本を含む。）
- (4) 出資農事組合法人の合併にあっては合併した各法人の法第73条第4項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書、非出資農事組合法人（法第72条の8第2項に規定する「非出資農事組合法人」をいう。）の合併にあっては合併した各法人の財産目録
- (5) 合併後存続する法人にあっては定款、合併により新たに設立された法人にあっては事業計画書
- (6) 出資農事組合法人の合併にあっては、法第73条第4項において準用する法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項若しくは第3項又は第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面（法第73条第4項において準用する法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写しを含む。）

第20条に次の1項を加える。

- 2 合併により新たに法人を設立したときは、前項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法第73条第4項において読み替えて準用する法第66条第1項の規定により選任された設立委員であることを証明する書面及び設立委員会の議事録の謄本
 - (2) 法第72条の12第4項の規定による理事が農民であることを証明する書面
 - (3) 合併した各法人の定款
 第23条を削り、第22条を第26条とする。
 第21条の見出し中「請求」を「請求手続」に改め、同条中「組合員が」を「組合員は」に、「第96条」を「第96条（法第48条第7項において準用する場合を含む。）」に、「請求をしようとするときは」を「請求は」に、「添付しなければ」を「添付してなければ」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。
 - (1) 請求の理由を記載した書面
 - (2) 住所及び氏名を記載し、押印した同意者の名簿
 第21条第3号中「の組合の証明書」を「を証明する書面」に改め、同条を第25条とし、第20条の次に次の4条を加える。

（法人の清算終了の届出手続）

第21条 解散した法人の清算人は、法第72条の18の10の規定による清算終了の届出は、清算終了の登記をした日から2週間以内に、届出書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 清算終了の登記事項証明書
- (2) 法第73条第4項において準用する会社法第507条第3項の規定により決算報告の承認を受けた総会の議事録の謄本
- (3) 前号の決算報告に係る決算報告書
（法人の組織変更の届出手続）

第22条 法人（出資農事組合法人に限る。）は、法第73条の12の規定による組織変更の届出は、届出書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 組織変更をした理由を記載した書面
- (2) 総会の議事録の謄本
- (3) 法第73条の3第4項の組織変更計画を記載した書面
- (4) 法第73条の3第5項において準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表
- (5) 法第73条の3第5項において読み替えて準用する法第49条第2項若しくは第3項又は第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面（法第73条の3第5項において読み替えて準用する法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写しを含む。）
- (6) 法第81条の規定による登記に係る登記事項証明書
- (7) 組織変更後の株式会社の定款
（法人の事業報告等の提出）

第23条 法人は、通常総会の閉会の日から2週間以内に、事業報告等を知事に提出しなければならない。
（一時理事の選任等の請求手続）

第24条 組合員その他の利害関係人は、法第40条第1項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会若しくは総代会の招集の請求は、請求書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 請求の理由を記載した書面（予想される損害の具体的な内容を含む。）
 - (2) 請求をする者が組合員その他の利害関係人であることを証明する書面
- 2 組合員その他の利害関係人は、法第40条第3項の規定に基づく代表理事の職務を行うべき者の選任の請求は、請求書に前項各号に掲げる書類を添付してしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第6号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「に掲げる届出」を「及び第8号から第11号までに掲げる申請及び届出」に改め、同項第9号を同項第12号とし、同項第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請
- (10) 規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出
- (11) 規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「確認できる」を「確認することができる」に改める。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「公安委員会」を「公安委員会」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第5条第1項中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同条第3項中「当該許可」を「、当該許可」に改める。

第6条第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改める。
第6条の2第3項中「又は撤去して行なう」を「、又は撤去して行なう」に改める。

第7条の3第3項中「以下」を「以下この条において」に改める。

第8条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「照射したとき」を「照射したときに」に、「確認できる」を「確認することができる」に改める。

第10条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「こえない」を「超える」に改め、同条第3号ウ中「こえないこと」を「超えないこと」に改め、同号エ中「つけること」を「付けること」に改める。

第12条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号及び第3号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改め、同条第4号中「ひんばんな」を「頻繁な」に、「魚つり」を「魚釣り」に改める。

第13条の2中「必要と」を「必要があると」に改める。

第15条の2の見出し中「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条第1項中「免許用写真」を「申請用写真（規則第17条第

2項第8号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同じ。）に改め、同条第3項中「第104条の4第1項後段の申出をする者は」を「第104条の4第1項の規定により他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者は、高知又は高知南の各署長を経由して行う場合を除き」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付の申請をする者は、高知又は高知南の各署長を経由して行う場合を除き、規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

第18条の3第1項ただし書中「が特定できる」を「を特定することができる」に改め、同条第2項中「指定する」を「指定するものとする」に改める。

第18条の3の3第2項中「指定する」を「指定するものとする」に改め、同条第3項中「をいう」を「とする」に改める。

第18条の4中「警察署（）」を「警察署（分庁舎を含み、）」に改める。

第18条の5を次のように改める。

（運転経歴証明書交付申請書等の様式）

第18条の5 規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書の様式は別記様式第16号、規則第30条の12第2項の運転経歴証明書記載事項変更届出書の様式は別記様式第17号、規則第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書の様式は別記様式第18号のとおりとする。

別表第1の1の項(15)クを削り、同表1の項(16)オ中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改め、同表の付表中「じん臓機能障害」を「腎臓機能障害」に改める。

別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

様式第16号（第18条の5関係）

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日

高知県公安委員会 殿

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
電 話 番 号	自 宅	
	勤 務 先	
	携 帯	

写真貼り付け箇所

○ S	
資料区分	
生年月日	年 月 日
免許証番号	
登録年月日	
登録番号	
受付場所	

様式第17号（第18条の5関係）

運転経歴証明書記載事項変更届出書

年 月 日

高知県公安委員会 殿

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
電話番号	自 宅	
	勤務先	
	携 帯	
代理人が申請する場合	フリガナ	
	氏 名	
	統 柄	
変更事項	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	

○ S		
確認資料		
資料区分	県内	
	県外	
生年月日	年 月 日	
運転経歴証明書番号		
登録年月日		
登録番号		
受付場所		

様式第18号（第18条の5関係）

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

高知県公安委員会 殿

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
電話番号	自 宅	
	勤務先	
	携 帯	
再交付を申請する理由		

写真貼り付け箇所

○ S		
資料区分		
生年月日	年 月 日	
運転経歴証明書番号		
登録年月日		
登録番号		
受付場所		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。